

2020年3月13日

お客さま各位

さわやか信用金庫

新型コロナウイルス対策による

「雇用調整助成金」の支給要件緩和について

「雇用調整助成金」とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

政府は、新型コロナウイルス問題の影響を受ける事業主を対象に、「雇用調整助成金」の支給要件を緩和しております。

詳細につきましては、「厚生労働省ホームページ」をご覧ください。か、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

以上



お問い合わせ：コンサルティングセンター

03-3742-0626